

市町村使用欄	
--------	--

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、納付が済んでいない残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※ 納付書のみ添付してください。納税通知書は添付不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. この届出書により特別徴収をした方が未徴収税額を残して退職する場合は、本人の了承を得てできるだけ一括徴収をしてください。
※ 1月から4月までの間に退職をした方は本人の希望に関係なく一括徴収が義務付けられています。